

令和 4 年度
公害苦情処理の状況について

令和4年度公害苦情処理の状況について

福岡県環境部環境保全課

1 公害苦情件数の推移

本県では、県内における公害苦情を統計的に把握するため、総務省公害等調整委員会の依頼に基づき、昭和45年度から毎年公害苦情件数等の調査を実施しています。

令和4年度に県内市町村及び県保健福祉環境事務所で受け付けた公害苦情の総件数は3,431件で、前年度と比べ36件(約1%)の減少となっています。

2 種類別苦情件数

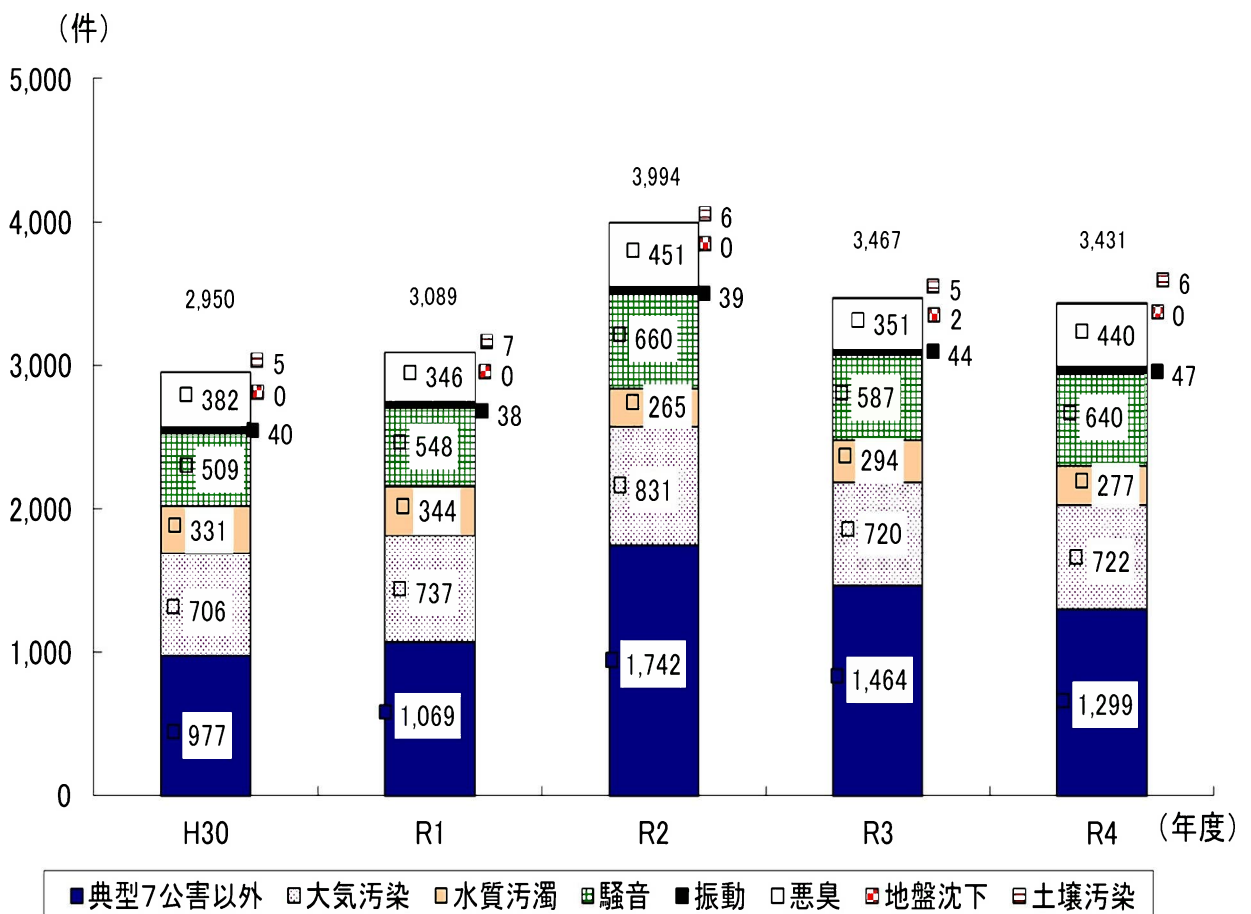
公害に対する苦情は、環境基本法第2条第3項で定められた公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭。以下「典型7公害」という。)に係るものと、それ以外の日照障害、電波障害、廃棄物の不法投棄等(以下「典型7公害以外」という。)に係るものに分けられます。

典型7公害に対する苦情は2,132件(全苦情件数の約62.1%)となっており、また典型7公害以外の苦情は1,299件(同約37.9%)となっています。

なお、典型7公害の苦情を種類別に見ますと、大気汚染が最も多く722件(全苦情件数の約21.0%)、以下、騒音640件(同約18.7%)、悪臭440件(同約12.8%)、水質汚濁277件(同約8.1%)、振動47件(同約1.4%)、土壌汚染6件(同約0.2%)、地盤沈下0件の順となっています。

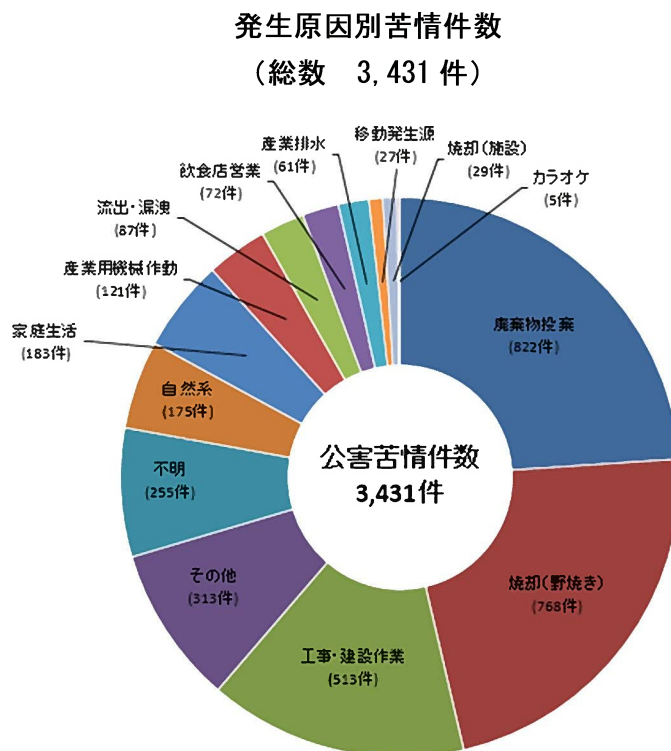
また、典型7公害以外の苦情では、廃棄物投棄に関する苦情が最も多く861件(全苦情件数の約25.1%)となっています。

公害苦情件数の推移



3 発生原因別苦情件数

公害苦情の件数を発生原因別にみると、廃棄物投棄が 822 件(全苦情件数の約 24.0%)と最も多く、続いて焼却(野焼き)が 768 件(同約 22.4%)、工事・建設作業が 513 件(同約 15.0%)などとなっています。



4 公害苦情処理状況

令和 4 年度に県内市町村及び県保健福祉環境事務所において処理することとなった苦情件数は、新規受付(警察・国等の機関から移送されたものを含む)3,431 件及び前年度からの繰越 98 件の合計 3,529 件から警察・国等の機関へ移送した 112 件を除いた件数となり、3,417 件(これを「公害苦情処理係属件数」という。)です。

なお、公害苦情処理係属件数のうち、令和 4 年度中に直接処理※された件数は 2,942 件で、その処理率は約 86.1%となっています。

〔受付件数〕

令和 4 年度新規受付	3,431 件
前年度からの繰越	98 件
計	3,529 件

〔処理の内訳〕

他機関へ移送	112 件
公害苦情処理係属件数	3,417 件
(内訳)	
① 直接処理	2,942 件
② 翌年度への繰越	100 件
③ その他	375 件

※直接処理： 苦情原因が消滅した場合、和解が成立した場合、申立人が措置に納得した場合に加え、何らかの措置を講じた後 3 か月間に申立人から再度の申立がない場合を含む。